

看護の質の向上と確保に関する検討会

中間とりまとめ 概要

(平成21年3月17日)

国民に対する医療・看護サービスの向上のために、チーム医療を担う一員としての看護職員の質の向上と量の確保を総合的に検討することが重要であり、諸課題について今後の基本的な方向性について検討した。

1. 看護教育のあり方について

- 看護教育は、看護サービスの基礎をなすもので、充実を図る必要があることから、現在の教育年限を必ずしも前提とせず、教育内容及び教育方法の検討に早急に着手し、さらなる充実を図るべきである。看護師養成機関の状況は多様であることから、いわゆる「大学化」についても今後の動向を見極めて対応する必要がある。
- 保健師・助産師教育は、より高い専門性が求められることから教育内容の充実や臨地実習の場の確保が必要であり、今後、保健師・助産師教育のあり方について文部科学省と厚生労働省は協力して、結論を出すべきである。
- 看護教員の専門性を高めかつ実践能力を保持・向上するために、教員の継続教育への支援、高度実践能力を持つ看護職員の受け入れなどが求められる。

3. チーム医療の推進について

- チーム医療推進のために、看護職員と医師をはじめとする多様な関係職種との協働・連携のあり方についてさらに具体的に示し、その普及を図ることが必要である。

2. 新人看護職員の質の向上について

- 看護基礎教育と臨床現場との乖離を埋めるために、今後の新人看護職員研修の制度化・義務化を視野に、新人看護職員研修の実施内容や方法、普及方策について早急に検討し、実施に移すべきである。
- この際、新人看護職員研修を実施する医療機関に対する財政も含めた支援を行うべきである。

4. 看護職員の確保について

- 看護職員の需給見通しについては、現行制度を前提としつつ、制度改革等の情勢を踏まえて必要に応じた見直しを検討するとともに、長期的な需給見通しについても検討するべきである。
- 看護職員の確保のためには、働く意向がある潜在看護職員を把握する仕組みづくりを検討するとともに、多様な勤務形態の導入や院内保育所の整備などの支援体制を強化することが求められる。
- 厚生労働省においては、文部科学省などの関係省庁とも連携・協力し、財政支援も含め看護の質の向上と確保に積極的に取り組むよう、当検討会として強く要請する。